

鈴 鹿 市 水 防 計 画 (案)

令和 3 年度修正

(修正部分のみ)

鈴 鹿 市

鈴鹿市水防計画

第2節 予報及び警報等

1 気象等に関する予報及び警報

県水防支部（県鈴鹿建設事務所）から水防上に必要な気象等に関する予報警報及び気象情報の通報を受けたときは、水防本部、支部、水防団は、第2章第1節の水防体制に入るとともに水防連絡系統図によりこれを伝達するものとする。

水防活動の利用に適合する警報・注意報の種類と対応する一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報の種類、概要は次のとおりである。

水防活動の利用に 適合する 警報・注意報	一般の利用に 適合する特別 警報・警報・注意報	概 要
水防活動用 気象警報	大雨特別警報	大雨により重大な災害が発生するおそれ が著しく大きいと予想されたときに発表 される警報
	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれ があると予想されたときに発表される警 報
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがある と予想されたときに発表される予報
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨, 長雨, 融雪などにより河川が増水し, 重大な災害が発生するおそれがあると予 想されたときに発表される警報
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨, 長雨, 融雪などにより河川が増水し, 災害が発生するおそれがあると予想され たときに発表される予報
水防活動用 高潮警報	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇 により重大な災害が発生するおそれが著 しく大きいと予想されたときに発表され る警報
	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇 により重大な災害が発生するおそれがあ ると予想されたときに発表される警報
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇 により災害が発生するおそれがあると予 想されたときに発表される予報

鈴鹿市水防計画

水防活動用 津波警報	津波特別警報 (大津波警報)	津波により重大な災害が発生するおそれ 著しく大きいと予想されたときに発表され る警報
	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれ があると予想されたときに発表される警報
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると 予想されたときに発表される警報

その他

波浪警報

高波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される警報

暴風警報

暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される警報

2 洪水予報，水防警報

県水防支部を通じて，国土交通省三重河川国道事務所と津地方気象台が共同して発する洪水予報及び国土交通大臣，知事より発する水防警報を受けたときは，水防連絡系統図により伝達するとともに第3章第6節の体制に入ること。

(1) 国土交通省三重河川国道事務所と津地方気象台が共同で洪水予報を発する河川

河 川 名	左・右岸別	指 定 区 域
鈴 鹿 川	左 岸 右 岸	亀山市 大字関町 新所字宿屋614番地の2地先から海まで 亀山市 関町大字新所字 関ヶ丘字三千坊597番地の26地 先から海まで
鈴鹿川派川		鈴鹿川からの分流点から海まで

(2) 水防警報

大雨が降り，河川の水位が警戒水位に達するか，又は越えるおそれがある場合，及び甚だしい高潮が予想され，河川海岸の危険が憂慮されるときに，その旨を警戒して国土交通大臣，知事より発する予報。

鈴鹿市水防計画

ア 国土交通大臣が水防警報を発する河川（水防法第16条第1項の規定による。）

河川名	左・右岸別	指定区域
鈴鹿川	左岸 右岸	亀山市関町 大字 新所字宿屋614番地の2地先から海まで 亀山市 関町大字新所 関ヶ丘字三千坊597番地の26地先から海まで
鈴鹿川派川	左岸・右岸	鈴鹿川からの分派点から海まで
安楽川	左岸 右岸	亀山市田村町字東沢1745番の4地先から鈴鹿川合流点まで 亀山市田村町字蜂ヶ尻772番の2地先から鈴鹿川合流点まで

イ 知事が水防警報を発する河川（水防法第16条第1項の規定による。）

河川名	左・右岸別	指定区域	延長 (メートル)	所轄県民 センター 又は建設 事務所名	担当水防管理団体	
					指定有無	団体名
中ノ川	左岸	鈴鹿市三宅町から	8,700	鈴鹿	有	鈴鹿市
	右岸	河口まで	8,700	津	有	津市
堀切川	左岸	鈴鹿市稲生町から	4,700	鈴鹿	有	鈴鹿市
	右岸	鈴鹿市五祝町から	4,700			
棕川	左岸	亀山市椿世町から	4,400	鈴鹿	有	鈴鹿市 亀山市
	右岸	鈴鹿川合流地点まで	4,400			

資料編3-1, 3-2

3 水防情報

水位の昇降、滞水時間および最高水位とその時刻等、水防活動上必要な情報を受けた場合は、水防連絡系統図により伝達するものとする。